

**開 会**

進行

- 会議が始まる前に、委員の皆様の上にある資料について説明させていただく。袋の中にある「審議員の皆様へ」を確認いただきたい。開会に先立ち、本日欠席の連絡が入っているのは、名簿8番、9番委員である。本審議会は、「教科用図書選定審議会規定」第6条により、委員の半数以上の出席で議事を開くことができることとなっているので、本日の審議会は成立していることを申し添える。

本日は、令和3年度使用の中学校各教科の教科用図書、特別支援学校・特別支援学級で使用する教科用図書の内容について審議を行う。前回の審議会で御審議いただいたとおり、採択に関わる公正さと審議の静ひつ性を確保するという教科書採択に関する定めに基づき、議事は非公開とさせていただきます。

ただ今より、令和2年度「第2回宮城県教科用図書選定審議会」を開会する。

委員長挨拶  
進行

- 委員長挨拶。
- それではここから審議をはじめるので、傍聴人及び報道の方は御退室願う。審議後にまた入場いただく。これより委員長に進めていただく。よろしく願う。

委員長

- 審議の進め方について説明する。次第を御覧いただきたい。**審議事項1**「中学校各教科」で使用する教科用図書の選定資料についての審議にあたって、まず、事務局から説明をしていただく。その後、委員の皆さんにも実際に教科用図書を手に取って見ていただき、続いて審議を行う。本日、事前に教科書の閲覧をしていただいたが、こちらでも適宜閲覧し、審議に入ってください。**審議事項2**についても同様の手順で審議をしていく。**審議事項3**のその他では、答申のまとめ方についてお諮りする。よろしく願う。

**審議事項1 「中学校用教科用図書選定資料」について**

委員長

- それでは、**審議事項1**に入る。はじめに中学校で使用する各教科用図書の選定資料について事務局から説明をいただく。なお、参考資料として「教科書採択に係る基本方針」と「中学校の各教科及び『特別の教科 道徳』の採択基準」もあるので、そちらも御覧いただきたい。説明後、教科書を閲覧いただき、その後、具体的な審議に入る。よろしく願う。

事務局

- 選定資料の説明の前に、第1回審議会で審議いただいた「採択基準(案)」の修正について報告する。

前回の審議を踏まえ、吉村委員長、庭野副委員長に指導をいただきながら修正した主な箇所について説明する。「中学校各教科」及び「中学校特別の教科 道徳」の採択基準(案)を御覧いただきたい。

- 第1回審議会で御意見をいただいた「配慮されているか」「配慮がなされているか」等の部分をはじめ文末表現の見直しと項目4の(2)が「児童」となっていたものを「生徒」と訂正した。以上、文末表現と文言の誤記を訂正した。内容の修正はない。

- 続いて、「選定資料」について御説明する。「令和3年度使用教科用図書採

採選定資料中学校用」を御覧いただく。

- 調査の対象となった教科書は、「種目」で申し上げると、国語と書写、社会地理的分野、歴史的分野、公民的分野、地図、数学、理科、音楽一般、器楽合唱、美術、保健体育、技術家庭技術分野、家庭分野、英語、道徳の16種目、145点である。
- これを、58名の専門委員が、5月1日、7日、8日の3日間にわたって調査を行い選定資料を作成した。また、社会科の補助資料については、5名の専門委員が、同じ日程で、調査を行い補助資料を作成した。なお、専門委員の調査の前に訂正した採択基準については、吉村委員長と庭野副委員長の専決をいただいていることを申し添える。
- 調査にあたっては、宮城県の「採択の基本方針」及び「採択基準」についての説明を行った上で、共通理解を図り作業を進めた。その調査結果をまとめたものが、選定資料、及び社会科補助資料になる。
- 選定資料は、採択基準に合わせて「内容に関する事」「組織と配列に関する事」「学習と指導に関する事」「表現と体裁等に関する事」の4項目から構成している。
- 「1 内容に関する事」では、いずれの教科書も、学習指導要領に示されている教科の目標に迫るための配慮がなされていた。また、生徒の発達の段階を考慮した工夫も見られた。
- 「2 組織と配列に関する事」では、基礎的な知識・技能の定着を図るとともに、発展的な学習にも取り組めるような配慮が見られた。
- 「3 学習と指導に関する事」では、いずれの教科書も新しい学習指導要領に沿って、「主体的・対話的で深い学び」が実践できるような配慮が見られた。
- 「4 表現と体裁に関する事」では、生徒の発達の段階に配慮された工夫が見られた。
- 最後に、社会科の「補助資料」に関しては、採択権者が行う調査研究の援助を目的に作成したものである。

昨年度の審議会で答申された資料を基に作成した。大きな構成は変えずに、資料や記載内容等について、前回まで記述を抜き出していたものを、各教科書の記載ページと人物・事項を関連させて整理して示している。これは、県内6つの採択地区において、教科書採択に係る調査・研究等をする際に、資料や記載内容等を教科書と照応させて確認できるように、人物・事項が掲載されたページを整理して示したものである。
- なお、本日社会科補助資料訂正として一枚のプリントを机上に配布した。これについては、内容についての訂正はないが、表の体裁の一部、表記の訂正がある。訂正プリントにページを示したので、照応して御覧いただきたい。
- 以上、専門委員による調査研究の報告を終わる。
- 御審議のほどよろしく願いたい。
  
- 今の事務局からの説明について何か質問等はないか。では、ないようなので説明のとおり審議を進める。各審議委員の皆様には、教科用図書を御覧いただく。時間は20分間とする。

委員長

- 教科書閲覧（20分間）

- 委員長 ○ 審議を再開する。限られた時間での審議となる。審議事項の1は中学校の教科用図書の採択選定資料である。合わせて確認する。採択の基準は、各教科、道徳と分かれているが、「特別の教科 道徳」を含めて、中学校一括とする。さらに、中学校に関しては、社会科の歴史的分野、公民的分野の補助資料もあるので、合わせて審議いただくよう進めていく。
- 教科用図書は、審議中も必要に応じて閲覧できるので、必要な方は事務局に申し付けるように。では、審議に入る。
- 確認として、今回は、教科書そのものの選択ではなく、選定資料の審議である。本日事務局から説明があつて認めていただいた採択基準と、今日審議する採択選定資料の2点に基づいて、教科書の選択自体は、県内6地区がそれぞれの地域で行うものである。本日は、選定の基準を作るものであるので、選定資料についての御意見をいただく。
- 委員長 ○ では、意見をいただいでいく。中学校に関係する方々から、御意見をいただいでいくことにする。
- 板橋委員 ○ 社会科については、詳細な補助資料を参考に見た。歴史や公民の教科書で章の編成の仕方に特色があつた。歴史に関しては、東京書籍と山川出版社は、章の扱いのところで、「中世の日本」、「近世の日本」のように、日本を中心に章を構成しているものと、「近代の日本と世界」のように世界を含めた構成にしているところもあり、興味深く見た。選定基準の資料は、概ね内容としてはよい。
- 音楽については、選定資料の40ページから2者のみだが、40ページの4「表現と体裁等に関すること」のところで「文字の可読性を高める工夫がされている。」という表現が異質に感じる。42ページ教育出版4の一つ目の表現と同じでよいのではないか。同じく42ページ4の三つ目の「生徒が各楽器の持つ共通性と固有性について、学びを深める工夫がされている。」は、3「学習と指導に関すること」の内容ではないか。削除してもよいのではないか。「共通性と固有性について」は3にも入っているので伝わるものとする。
- 道徳については、一年間学習指導を行つてみて、子供たちの学びの変容を捉えていく大切さを感じた。その上で、振り返りの方法について、各教科書で工夫されている点について触れられているものとあまり触れられていないものがあつたが、内容は概ねよいと思う。別冊で道徳ノートを取っているのが、あかつきと日文の2者のみだが、68ページ1「内容に関すること」の「別冊では」のところに「道徳ノートとして活用する中で」を入れると、より分かりやすいのではないか。
- 委員長 ○ すぐに回答できるものとできないものがあるが、回答については後でまとめてもらうことにする。
- 山田委員 ○ 中学校の音楽を中心に見た。2者の教科書の特徴が新学習指導要領を押さえて記載されており問題ない。しかし、43ページ4「表現と体裁等に関すること」の下から2番目、「レイアウトはメモが入れられる程度に」は「メモができる」ということだと思ふが、もっと単純な表記の方が分かりやすい。
- 委員長 ○ 事務局で、分かりやすい表記になるよう、確認し調整してほしい。

- 伊藤委員
- 社会を中心に見た。教科書の構成がよくなっていると感じた。「身近な問題から考えてみよう」というところで、子供たちの興味・関心を引き寄せて、更には様々な現象を分析してみるというような、アクティブに考えてみようという導きが教科書の中に感じられることは良い点である。  
英語の教科書は、ウェブページ、アドレスが授業にどのようにつながるのか、端末機を1人1台という文科省の打ち出しもあったが、英語の授業の中にどのように使われ授業展開されるのか興味深く見た。
- 佐藤正委員
- この選定資料が6地区の採択の基準になるということを踏まえて、採択の際には教員だけでなく保護者代表も入るので、平易な表現を使うべきである。1ページ「1 内容に関すること」の1行目に、「指導事項が網羅されており」とあるが、教科書なので指導事項が網羅されているのは当たり前ではないのか。こういう表現ではなく、例えば「配列が良い」などのような表現にすべきではないか。また、2ページ目「2 組織と配列に関すること」の1行目、「螺旋的・反復的」という表現があるが、専門家が見てもよく意味が分からない。「螺旋的に学習が成り立つ」などというが、保護者が見たときは意味が分からない。こういうところを平易な言葉に直すべきだろう。教師がよく使う言葉で「構造化されている」は、分かるようで分からない。保護者にうまく説明ができない。全体を見ながら部分部分を見らと思うが、「構造化」という言葉で表現しきれているのか。できれば別の言葉を使った方が良いのではないか。次に19ページ「1 内容に関すること」の4番目、「構造化と焦点化を重視して」の後にまた「焦点をあてる」と出てくるので、もう一度文をつくり直さなければならない。次に、「SDGs」にかっこ書きで説明が付いているところと付いていないところがあるので統一した方が良い。「UDフォント」と「ユニバーサルデザインフォント」と使い方がばらばらなので統一した方が良い。
- 千葉委員
- 「ユニバーサルデザイン」を「UD」と表されると、初め何のことか分からなかった。簡単な表現にしてほしい。
- 高城委員
- 表記の部分で、全体を通して同じ表現が繰り返されている中で、思考力・表現力・判断力等という言葉が出てくるが、かっこが付いているものと付いていないものがある。また、「中学生」と「生徒」という表現が混在している。「生かす」と「活かす」の表現も同じ文章で使われている。
- 樋口委員
- 選定資料で、それぞれの項目ごとにそれぞれ5点ずつ記載されて、教科書会社の編集の思いを平等に見て作成していると感じた。この選定資料を基にして教科書を見ると、その教科書の特徴を比較することができてありがたい資料となっている。社会科の補助資料について、膨大な資料作成を5人で取り組んだのは大変だったと思う。この資料のおかげで、特徴的なところを見る際にページが書いてあり、焦点を絞って見ることができる。
- 佐藤全委員
- 選定資料について、どの教科書会社についても平等にまとめられている。各教科書の特徴を捉えてまとめているので、全体の教科書を俯瞰できると感じた。教師だけでなく保護者も見るので、平易な言葉を使うことと表記も再度点検してほしい。
- 中里委員
- それぞれの教科書の特徴を明確に打ち出しており、分かりやすくなっている。歴史の教科書を見たが、歴史的背景について編集方針として考え方の違いがあらわれていると感じた。中には人によっては不満を持つ内容のものもあるので、慎重に表現されていると感じた。国語の3ページ「1 内容に関

- すること」3番目の文字がずれているので直した方が良い。
- 委員長 ○ 表記について、様々出されたので、事務局で検討してほしい。選定資料は内容的には質の高いものができ評価していただいた。一方で、教育関係以外の方々から、表記等は工夫が必要だろう、という意見が出された。教育用語として使用するものはあるが、平易な表記にしてほしい。貴重な選定資料となるので事務局で検討していただきたい。委員長と副委員長で修正箇所を確認してから委員の方々に再確認していただくことになる。
- 委員長 ○ それでは、これで中学校の選定資料についての審議を終わらせていただく。

**審議事項2 「特別支援学校・特別支援学級用一般図書選定資料」について**

- 委員長 ○ それでは、続いて**審議事項2**に入る。こちらは特別支援学校・特別支援学級で使用する一般図書の選定資料である。参考資料として「一般図書の採択基準」も御覧いただきたい。事務局からの説明後、これまでと同じように閲覧し、その後、具体的な審議に入る。よろしく願います。では、事務局より説明をお願いします。

- 事務局 ○ 最初に、第1回審議会でご審議いただいた採択基準案の修正・変更について説明申し上げる。

まず、「3 学習と指導に関すること (2) 基礎的能力を養ったり、発展的な学習に取り組んだりできるように配慮されているか。」について、「基礎的能力を養い、発展的な学習に取り組む」という表現の方ではどうかという指摘があった。「養い、学習に取り組む」という表現になった場合、やや強い表現になるため、障害が多様化する昨今の児童生徒にも対応できる一般図書を選定するために、現行の表記どおりとしたいと考えた。

同じく「3 学習と指導に関すること (3) 児童生徒の興味や関心を喚起し、主体的・対話的で深い学びを促すように配慮されているか。」について、「中学校の採択基準と同様に『興味や関心を大切に』という文言もあると良いのでは」という御意見をいただいた。これについては、過去の審議会の議事録を確認したところ、この部分についてはいくつか御意見を頂戴して検討していただいた経緯があった。その中で「興味や関心を喚起する」ために工夫することが大事であること、特別支援教育における児童生徒の「興味や関心を喚起すること」の重要性等について御協議いただき、それらを踏まえて現在の表記になった経緯があり、今回も現行の表記どおりとしたいと考えた。

同じく「3 学習と指導に関すること」の(5)の中で、中学校の採択基準に合わせて、「ウェブページ等のアドレス等(掲載のある場合)が適切に配置されているか」という文言の加筆についての御指摘、及び、「4 表現と体裁等に関すること」の(1)(2)の掲載順が、中学校の採択基準の(1)(2)の順番と逆になっている点への御指摘については、御意見のとおり加筆及び修正を行った。

なお、併せて「2 組織と配列に関すること」(1)の中の「学習の効果が上がるよう配慮されているか」の「上がるように」の「に」が抜けているので挿入いただきたい。

最後に、「4 表現と体裁等に関すること」(3)の文中の「中学校の採択基準では『字体』となっているところ、特別支援では『字形』となっている理由」についての確認があった。こちらも過去の審議会の議事録を確認したところ、同様の御質問をいただいていた。その際には、『字体』はゴシック体、明朝体、といったものとして捉えており、『字形』の方は視覚的な印象を含んでおり、その字を

見た時に、子供たちにとって適切かという内容を含めており、『字体』よりも『字形』の方が適切である」と協議された経緯があり、現在の表記になっている。

以上、御説明申し上げた件について、過日、委員長、副委員長にも確認していただいた上で専決をいただいている。

専門委員会（特別支援教育部会）については、5月1日・7日・8日の3日間に渡り、10名の専門委員に慎重に専門事項の調査を行っていただいた。調査対象とした図書は、新規購入図書6冊を含み、令和3年度使用予定図書109冊である。調査に当たっては、先程御説明申し上げた採択基準について既存の審議計画を含めて専門委員に説明し、この採択基準に則って作業を進めていただいた。

小学校用については7ページから48ページにある77冊となった。図書名については、5ページと6ページに一覧表として示してある。そのうち網掛けで示してある生活3冊、生活と道德のどちらかで使用する1冊、国語と道德のどちらかで使用する1冊の計5冊について今年度新しく入れた。

中学校用については、53ページから示した32冊となった。こちらも、先程の小学校用と同じく、職業・家庭、道德のどちらかで使用する1冊（No.25）について、それぞれで使用する場合の観点を示した。このため、同じ図書について二度掲載されている。図書名一覧は52ページに示してある。そのうち網掛けで示してある職業・家庭と道德のどちらかで使用する1冊を今年度新しく入れた。

資料の2ページから4ページを御覧いただきたい。ここには、小学校用の一般図書それぞれが、特別支援学校及び特別支援学級などの、どの段階のお子さんの使用に適しているかを選定資料一覧として掲載した。中学校の一覧表については、50ページと51ページに掲載した。

一覧表の「A」「B」の区分けについては、3ページ上段の囲みに記載のとおり、知的障害のある児童が使用することを想定して、理解の程度によるおおよその目安を示した。「◎」と「○」については2ページ下段に記載のとおり、一応の目安として「A」「B」どちらの段階にある児童に適しているかを示した。なお、3ページ下に記載のとおり、軽い知的障害のある児童を基準としているので、実態に応じて適宜採択すること、○がない場合でも障害の程度によって一部使用できるものもあるので、採択にあたっては十分検討すること、としている。

各図書とも、御審議いただいた採択基準を基に、児童生徒の障害の状態、発達の段階、特性を踏まえ、選定した図書となっている。よろしく御審議いただきたい。

なお、参考として、文部科学省著作教科書についても調査し、その結果については、資料として71ページ以降に掲載した。参考として御覧いただきたい。「こくご」「さんすう」「おんがく」の☆☆☆☆（☆4）本については新しく☆☆☆☆（☆4）と☆☆☆☆☆（☆5）の2冊に、また聴覚障害用「国語」については改訂になる。文部科学省より見本が届くのが5月下旬という連絡が入っており、まだ手元に届いていない状況である。そのため、本日の選定資料には「未定」と記載させていただいた。

また、図書の中には、CD、DVDが付いているものがあるので、視聴できるように用意した。さわりの部分だけでもお聞きいただきたい。用意したものは、中学校のNo.32「英語 親子でうたう英語のうたの絵じてん」、小学

校のNo.29「生活はじめての日本地図絵本」のCD、小学校のNo.28「こども写真百科 DVD付 はたらくくるま大図鑑」である。

以上で採択基準案専門委員会の報告及び選定資料の説明とする。

委員長

- それでは、一般図書の閲覧をお願いします。時間は20分間とする。
- 教科書閲覧（20分間）

委員長

手塚委員

- それでは、審議を再開する。では、御意見をいただく。
- 従来から使われている図書に関しては、これからの新学習指導要領に合った使い方ができる。新規の図書に関しては、自分から考えるような内容のものということでよく考えられていると感じた。  
資料中の表記についてだが、「B」「A」、や「◎」「○」など、児童生徒の実態に応じて2段階で表示がされている点は非常に分かりやすいと思った。ただ採択基準の項目について番号だけでなく、中学校と同じように番号と項目内容も記載したほうがよいと感じた。また、CDやDVD付きの図書についての記載があると分かりやすいと思う。

三浦委員

- 選定資料は大変具体的に分かりやすく書かれていると感じた。  
今回、道徳と合わせて種目が設定されていて、大変良いことだと思う。ただ中学校のNo.25「こころのふしぎ なぜ？どうして？」について「職業・家庭」の評価のところに「生徒の生活経験に合わせた内容をエピソードとして表現することでこれまでの経験の振り返りや今後の行動の深まりを促していく内容となっている」という書き方になっている。どちらかというこれは「道徳」の方の評価に入れた方が適切と感じた。  
No.15「しんかんせんで いこう」だが、「俯瞰」という言葉がたくさん出てくるが、少し分かりにくいという印象がある。「上から見たような」などの表現の方が適切ではないかなと感じた。  
選定する本について、中学校の選定図書の中に「21世紀 幼稚園百科からだのふしぎ」という本があるが、中学生が使う教科書で「幼稚園」という書名が付いている図書については少し配慮が必要だと思う。  
今回も新しい本が入りとてもよいと感じた。できるだけ選定する本が多くなると、子供たちにとっていろいろな学びが広がるのではないかと感じた。

遠藤委員

- 採択基準の項目ごとに、具体的に細やかに記載されていると大変感心した。特に総評を見るとこの本の特徴がよく分かる。  
「こども」という表記について、「子供」と「子ども」の二つの表記があるので統一した方がよいと思う。総評の下に※印として留意点が書かれているものと、総評の中に留意点等が入っているものがある。整理してほしい。

片岡委員

- 一般図書は、様々な内容があるので、まとめるに当たって大変な御苦労があったと思う。今回「道徳」の図書を何点か示していただいたことで、現場は大変助かるのではないかなと拝見した。ただ、なぜこれが「道徳」として扱えるのに、この本は示されていないのかと思うものも何点かあった。  
例えば「大きなかぶ」も「道徳」に扱えるのではないかと。この「道徳」にできるものとできないものの違いは何かと考えていた。  
選定資料の順番についてだが、子供の発達に合わせて目安としての題材が示されているので、もしかしたら難易度で並べてあった方が、考える上で参

考になるのではないかと感じた。

総評を見て、この本がどのような本か分かるようになっていたので、書名(タイトル)の下に総評があった方が分かりやすいのではないかと個人的に感じた。

阿部委員

- 総評を見ながら本を見ると選定に大変役立つように内容が書かれている。保護者の立場としてだが、☆マークは何を表すのかが分からなかった。資料中に「ルビ」という表現が出てくるが、保護者の立場からすると普段使わない言葉なので分かりにくいかもしれないと感じた。

委員長  
事務局

- 「☆マーク」について質問があったが、事務局いかがか。
- 「☆」から「☆☆☆」がいわゆる小学生向けである。おおよその基準として発達の段階で言えば「☆・☆☆・☆☆☆」の順に「低・中・高」となるが、障害の状態にもよるので、必ずその学年で使わなければいけないというものはない。「☆☆☆☆」と今度新しく出来た「☆☆☆☆☆」については中学校の生徒が対象となっている。

委員長

- その他ないか。そろそろ意見も出尽くしたようなので、この辺で特別支援学校・特別支援学級で使用する一般図書の選定資料についての審議を終わらせていただく。只今出された意見等について、事務局で修正をし、委員長が確認。その後、委員の皆さんに御確認いただくという形で進めさせていただきます。それでよろしいか。

各審議委員

- (承認)

### 審議事項3 「その他」について

委員長

- 続いて、**審議事項3**「その他」の審議に入る。本日委員の皆様からいただいた御意見をまとめ、それを踏まえて答申をまとめることになるが、その答申のまとめ方についてお諮りする。参考に昨年度の進め方について申し上げる。

諮問事項の採択基準及び選定資料について、審議内容に基づいて教育長に答申を行う。その際、答申に向けて今日の審議でいただいた意見、具体的な表現等についても貴重な助言をいただいたので、それらを事務局で精査し文言や資料の確認等を行う必要がある。その作業に時間を要することから、審議会当日ではなく、後日、答申を行うことにした。

答申は、審議会として行うものであるが、スケジュールの関係で再度審議会を開くことは難しいので、最終的にまとめの権限を委員長、副委員長に一任させていただいた。答申については非常に重要な手続きであるので、今年度はどうするかということで御意見をいただく。では、答申のまとめ方について意見をいただきたい。

柳沼委員

- 委員長から昨年度の進め方について説明されたが、今年度もそのとおりでよい。

金田委員

- 非常に慎重に進められているので、昨年同様でよい。

委員長

- 二人から昨年同様で良いと意見が出されたが、他の皆さんはどうか。

各審議委員

- (異議なし)

委員長

- それでは、修正については改めて時間をとり、委員長と副委員長で確認をし、答申をさせていただくことにする。諮問のあった事項について、本日の

会議の議事内容を踏まえ、副委員長と調整し、答申内容をまとめる。まとまり次第、教育長に答申させていただき、委員の皆さんにその写しを送付する。事務局から何かあるか。

事務局

○ 今後の予定について申し上げる。答申をいただいた後、県教育委員会は答申に基づいて採択基準及び選定資料を決定し、県内各市町村教育委員会、採択地区協議会、県立特別支援学校等に送付する。各採択地区協議会においては、8月初旬を目途に令和3年度使用教科用図書を決定し、義務教育課長宛て報告をいただく予定である。

お手元にある「選定資料」や本日配布した資料についてだが、本日お持ち帰りいただけるのは、要項と採択に係る基本方針のみとなる。それ以外の資料については、事前に送付した選定資料を含め、机の上に置いたままにさせていただきたい。再度精査した選定資料を、答申の写しとともに後ほど送らせていただく。

最後になるが、本日の会議の議事録については、後ほどまとめ、各委員の皆様を確認していただいた上で、9月1日以降に委員の皆様の氏名も含め公表することになる。よろしくお願ひしたい。

委員長

○ 以上で、令和2年度「第2回宮城県教科用図書選定審議会」を終わらせていただく。なお、審議が終わったので、事務局は傍聴される方と報道関係者の方の入場をお願いしたい。

進行

○ 傍聴人、報道関係者がいないようなので、このまま進めさせていただく。千葉義務教育課長から御礼の挨拶を申し上げる。

義務教育課長

○ 本日は、長時間にわたり、令和3年度使用教科用図書の採択選定資料について丁寧に御審議いただき、感謝申し上げます。今年度は、中学校で使用する教科用図書と、特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書の採択を行う年となったが、吉村委員長をはじめ委員の皆様のお陰で、二つの諮問事項に対し審議が十分に深まったと思っている。この後、皆様に御検討いただいた採択基準や選定資料等は、教育長への答申を経て、市町村教育委員会等に送付する。これら資料は、各採択地区で行われる独自の調査・研究及び教科用図書の採択において、大きな拠り所になるものと考えている。

結びになるが、審議委員の皆様には公私ともに御多用の中、委員を引き受けていただき、また、2日間にわたって御審議していただいたことに改めて感謝を申し上げ、閉会の挨拶とする。

進行

閉 会